

国の責任による35人学級実現に向けた議会請願のための資料

1 国の責任での少人数学級を求める理由

少人数学級制は自公政権によって大きく後退してしまいました。私たちは、国家戦略としての経済成長を支える「学力」を備えた「人材を育成」するために少人数学級制の実現を求めてきたものではありません。「すべての子どもにゆきとどいた教育」を実現するためです。40人という上限人数の学級では、憲法26条の「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」という条文の根底にある子どもの学習権を保障することはできないという原理に立ち返り少人数学級制を求める運動を進める必要があります。

少人数学級を求める国民、県民の声は、地方裁量による様々なかたちの部分的「少人数学級制」を実現し、35人学級を小1において実現させてきました。そして小2では加配措置とはいえ全国に35人学級を実現させてきています。これらの学級では、「発言や活躍の機会が増えた」「落ち着いた環境で学べる」「問題行動が減った」等、様々な教育的効果が報告され、実施した学校の保護者・教職員・子どもからは、歓迎の声が寄せられています。しかし、部分的ゆえの限界による矛盾も現れ、長野県においては35人学級を県独自で中3まで拡大しましたが、①小学校において専科教員が県基準通りに配置されていない。②35人学級にともなう教員増は臨任の教員があてられる。→臨任の教員増。③文科省の教員統計調査の結果を見ると、長野県の教員の持ち時間数は全国平均と比較して多い。などの課題が生じています。一刻も早く国の責任での全面的な完全実施＝「義務標準法を改正し小2以降の35人学級を推進し、30人学級へ」を求めていくことが、自治体や学校現場の切実な声にこたえる方法であると考えます。

財政的に見れば、少子化が進む今こそ、35人学級拡大のチャンスです。教育予算を大きく増やさなくても実現が可能です。

2 複式学級の定員の引き下げについて

国の複式学級の編成基準は、小学校は16人（1学年を含む場合は8人）、中学校は8人。長野県の複式学級の編成基準は、小学校8人、中学校8人。ただし「飛び複式学級」にあっては4人。となっており、国と比較して長野県では手厚く教員を配置しています。これによる加配は2018年度実績で65人（前年度比+3）にもなります。また、市町村によって複式学級解消等のためにさらに独自で教員を配置しているところがあります。これらは独自の加配のため地方財政を大きく圧迫しています。児童生徒数が少ない学校においてもゆきとどいた教育が保障されるために、国が責任を持って教員を配置するよう複式学級の学級定員の引き下げを求めます。

3 小さい市町村が国の責任で35人学級推進を求める意味

この間の議会請願のとりくみの中で、「我が村ですでに30人を下回る学級編成となっている。国に35人学級を求める意味があるのか」という疑問が出されることがありました。これに対しては、以下のように訴えてください。

○教職員の定数は、義務標準法により定められており、長野県においての小学校1年は35人、小2～中3までは40人として、学校のクラス数から算定され、それに対応して教職員定数がきめられている。（国により財政措置がされる。国庫負担1/3および地方交付税措置）→国の責任で35人学級が、2年、3年・・・と拡大していくと、クラス数は増え、教職員定数が増える。→国の教職員定数が増えれば、県が単独で35人学級にしている教員配置分の財政的余裕ができ、県は単独でさまざまな加配措置（複式学級解消や非免許強化解消、生徒指導、等々）をしているが、さらなる加配（たとえば専科教員の配置など）が可能となる。

教育現場の実態に即した教職員定数の充実に關する決議

平成二十七年六月二日
参議院文教科学委員会

本委員会は、平成二十六年十月の財政制度等審議会財政制度分科会における公立小学校一年生の学級編制の標準を四十人に引き上げるべきとの提案等に対し、翌十一月、「教職員定数の充実に關する教育環境の整備に關する決議」を全会一致で行った。同決議は、分科会における提案は、公立小学校一年生の学級編制の標準を三十五人に引き下げた平成二十三年の改正義務標準法及びこれに対する本委員会の全会一致による附帯決議を真つ向から否定するものであると厳しく指摘した上で、教職員定数を計画的に改善すること、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるように定数を確保することなどを求めるものであった。

しかるに、去る五月十一日、同じ財政制度等審議会財政制度分科会において、義務教育予算について、平成三十六年度までに約四万二千人の教職員の合理化が可能との機械的な試算などが示された。今後の少子化見通しを踏まえたにせよ、このような提案が再び示されたことは誠に遺憾であり、先の本委員会の決議の趣旨を没却するものであって、到底容認できない。

また、高等教育に關し、国立大学法人は多様な収入源の確保を目指すべきではないかとして、授業料の引上げを示唆する見解も示されている。

政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、教育現場の実態に即した教職員定数の充実に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が多忙化しているなどの実態を踏まえ、教職員定数を計画的に改善すること。また、これからの社会に対応する主体的、協働的な学びを実現するため、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備、指導体制の充実に努めること。

二、いじめ対策や特別支援教育、貧困による教育格差の解消など、社会の変化によって、学校が対応しなければならぬ現代的な教育課題が増大している実態に鑑み、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるように定数を確保すること。

三、義務教育環境の整備に当たっては、財政面からの視点だけでなく、教育現場の声を十分反映させるとともに、実態に即した検討・議論を行うこと。

右決議する。